

# 有害鳥獣誘引捕獲事業（霧谷国有林 56 林班外 3）（明許） 特記仕様書

## 1 本事業の目的

霧谷国有林及び三嶺国有林周辺の国有林内においては、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の食害により、樹木の剥皮や下層植生の衰退や消失が拡大し、森林生態系への影響が深刻な状況となっている。

このため、早急にシカ食害を防止する必要があることから、当該国有林周辺において、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び本特記仕様書に基づいて、囲いわなによるシカの誘引捕獲を実施し、自然再生を図る。

## 2 事業場所

徳島県三好市東祖谷菅生 霧谷国有林 56 林班外 3

別紙「有害鳥獣誘引捕獲事業（霧谷国有林 56 林班外 3）（明許）小型囲いわな設置位置図（以下「位置図」という。）」のとおり。

## 3 事業内容

事業内容は以下のとおりとする。

区 分	数 量	単 位	備 考
・人件費等			
囲いわなの見回り・給餌	55	回	霧谷林道・三嶺林道、それぞれ55回
個体の処理	19	頭	林内埋設
・国からの支給材料（貸与品）			
囲いわな	5	基	小型囲いわな貸与
蹴り糸	適量	巻	100m／巻
餌（ヘイキューブ）	適量	袋	30kg／袋
鉋塩	適量	個	5kg／個
・わなの見回り等期間	契約締結の日の翌日～令和6年11月5日		
・実績報告書提出期限	令和6年11月29日		

## 4 事業の詳細

### （1）小型囲いわなによる誘引捕獲

#### ア 小型囲いわなの巡視、点検、管理及び給餌

- ① 既設の小型囲いわな5基について、シカの捕獲状況及び小型囲いわなや乾燥飼料の状態を確認するため、1カ月に10回程度隔日を基本に全ての小型囲いわなを巡視し、点検、管理（シカが捕獲されている場合は止刺し及び埋設作業を含む）を合計55回行うこと。
- ② 各わなの巡視等を実施する際には、委託契約書第5条に規定する者が2人以上を1組とし、関係法令や安全管理規程を遵守して実施すること。
- ③ 小型囲いわなの内部及び周辺部に乾燥飼料（ヘイキューブ又は同等品）・鉋塩等を散布し、効果的にシカを小型囲いわなに誘引できるよう工夫するこ

と。

- ④ シカを誘引捕獲する手法について、有効と考えられる方法や別の用具等を使用して実施したい場合、又は目撃情報や捕獲状況等から捕獲場所等を変更したい場合には、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- ⑤ わなの移設や、その他仕様に無い事案が発生した場合については、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

#### イ 捕獲個体の適切な処理

- ① 小型囲いわなによるシカ捕獲頭数は、19頭を予定している。このため、捕獲したシカの処理については19頭を上限として実施すること。
- ② 捕獲したシカを止めさしする際には、必ず周囲の状況を確認したうえで、安全管理規程を遵守し、電気止めさし器、猟銃、ナイフ等を使用して安全に行うこと。
- ③ 捕獲したシカは、共通仕様書2.4.2(2)により記録写真を撮影する際、捕獲個体記録票（別紙様式33）とともに撮影すること。  
また、撮影後、捕獲したシカの両耳及び尾を切断し、冷凍保存等を行ったうえで監督職員の指示により提出すること。
- ④ 捕獲したシカの埋却場所は、監督職員と協議のうえ、埋却に支障のない国有林内に埋却すること。
- ⑤ 特別天然記念物であるニホンカモシカ等を錯誤捕獲した場合には、監督職員に報告するとともに、関係行政機関に対して報告を行うこと。

#### (2) 業務日誌（日報）等の作成、提出

共通仕様書2.4.2(1)で規定する業務日誌（日報）は、別紙様式32により作成すること。また、業務日誌（日報）の内容を月ごとに業務月報（別紙様式31）に取りまとめ、両様式とも委託期間中における毎月末に監督職員へ提出すること。

#### 5 その他

##### (1) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出しなければならない。

有害鳥獣誘引捕獲事業（霧谷国有林56林班外3）（明許）

小型囲いわな設置位置図

徳島県三好市東祖谷菅生 霧谷国有林56林班外3

小型囲いわな 4基設置

縮尺 1 : 50,000

小型囲いわな 1基設置

